

承認と社会

—— ヘーゲル市民社会論の形成と発展 ——

竹 島 あ ゆ み

1970年代以来ヘーゲルの承認論についてはすでに一定の研究の蓄積があるが、後期の法哲学において承認の果たす役割については、あまり議論が深められてこなかったように思われる¹。しかしながらイエーナ期(1801-1806)以来の承認論は、体系期ヘーゲルにおいても、その法哲学、とりわけ市民社会論の基礎(の少なくとも一部分)をなしていると筆者は主張する²。ヘーゲルの思索の中に、近代的な意味での市民社会——「政治的国家と区別され、経済活動を中心とした社会領域」としての市民社会という概念が初めて登場するのは、イエーナ期であったが、愛や和解と区別された社会哲学的な承認概念が登場するのもこの時期である。市民社会論の形成・発展と、承認論の形成・発展とは、ヘーゲル哲学の発展史の中で軌を一にしている³。

ごく簡潔に言えば、ヘーゲルはその法哲学構想において、近代的個人の自由と承認——特に水平的承認——を原理とするシステムとして市民社会を考え、その限界を垂直的承認という原理で超克しようとするものとして国家を考えた、と筆者は解釈している⁴。

本稿では、イエーナ期初期における市民社会論の形成について概観した後、『イエーナ体系構想Ⅲ』(1805/06)の市民社会論における承認論を論じ、最後に体系期の市民社会論、主として『法の哲学 要綱』(1820)⁵の市民社会論における承認論を扱うという順序で考察を進める。

最後に注記しておくが、筆者はヘーゲルのいう「承認」を必ずしも「相互に他者のうちに自己を直観する」という意識論的な構図からのみ狭く取るのではなく、そのような相互の認識を可能にする、社会的な相互依存の構造、社会存在論的な構造を含むものだと考えている。市民社

1 むしろ体系期には承認論構想は後退しているという見方が主流であろう。例えばHabermas(1968), Honneth(1992)を参照。

2 「承認論」が体系期まで生き続けているという視点はL. SiepやR. R. Williamsによっても提示されている(vgl. Siep(1974), 286; Williams(1997), 2)。しかし筆者の知る限り、さらにすすんでこの視点からヘーゲルの体系期『法哲学』を詳細に考察しているのは、高田純の論考のみである(vgl. 高田(2008), (2009a), (2009b))。

3 「市民社会」という用語自体は既に青年期ヘーゲルのテキストにおいても散見される。しかしそれは、基本的には国家と同一視された、政治的共同体としての市民社会であり、アリストテレス以来の伝統的な概念(πολιτική κοινότητα, societas civilis)に沿った使い方である。西欧における市民社会の概念史についてはRiedel(2011)参照。ヘーゲルの市民社会論の簡単な形成史についてはHorstmann(1977)参照。

4 「水平的承認」・「垂直的承認」という区別はおおよそジープのいう「対称的承認」・「非対称的承認」の区別に対応している(Siep(1979), 125)。

5 以下『要綱』と略記し、同書からの引用に際しては(§183)のように節番号のみを示す。

会におけるこのような相互連関、広義の社会存在論的承認構造をヘーゲルは意識論的承認の基盤をなすものと考えていたと筆者は解する。このような社会存在論的承認は「個人の生存・幸福・権利が、万人の生存・幸福・権利の中に編み込まれそれを基盤とし、この連関のうちでのみ現実的になり、証される」 (§ 183) ことであると定義できよう。この一節は、まさに『要綱』での市民社会論冒頭において、ヘーゲルが市民社会の基本構造を、「全面的依存の体系」(ebd.)として説明している文脈に登場するのである。

1. 市民社会論の形成

イェーナ期(1801-1806)はヘーゲルの思想の発展史において「宗教」から「哲学」、「直観」から「反省」、「愛」から「承認」への転回が起こった時期として知られる。この転回をもたらした原因の一つに、フランクフルト期(1798-1800)終盤からの経済学研究、とりわけジェイムズ・スチュアート『政治経済学原理』とアダム・スミス『国富論』の研究の進展がある⁶。これを通してイェーナ期初頭のヘーゲルは、近代の市民社会の基盤をなす経済システムの重要性に気づくことになる。

かつてフランクフルト期においては、「他者が敵意を抱いてねらってくるものを放棄し、他者が侵犯するものを自分のものと呼ぶことをやめる者は、喪失の苦痛を免れる」(TW.I, 349)と言われ、美しい魂が自らの純粹さを守ろうとするには、所有と権利の圏域から逃れるしかないと言われていた。今や反対に、この圏域を人倫の共同体に含み込むことが目指される。

『自然法論文』*Über die wissenschaftlichen Behandlungsarten des Naturrechts* (1802)においてヘーゲルは、経済的なものが人倫を浸食するという近代のもつ否定的な面を強調している。諸個人は自らの個別的な欲求に駆り立てられており、このような欲求が市民社会の経済システムを形成する。「肉体的欲求と享受は…肉体的欲求に関する、またこうした欲求を充足するための労働及び富の蓄積に関する普遍的な相互依存の体系を形成する」(GW4. 450)。この体系は不可避免的に「差別と不平等との拡大」(GW4. 451)を生み出す。しかし「普遍的な」相互依存の体系という表現は、経済的なもののもつ肯定面をも指し示している。すなわち、実はこうした個人の欲求と享受とが他者のそれと繋がれており、それゆえ、欲望と享受の体系が広義の承認関係でもあるということ、そしてそれが近代的な全社会的分業と交換を通じた全社会的なネットワークを織りなすということをも、ヘーゲルは認めているのである。

それゆえ市民社会及びその経済システムを単に排除することが目指されるのではない。その否定面を認識しつつも、それを既定のものとして共同体全体に組み込むことはもはや不可避であり、そうであるからこそ適切に制御する道が考えられなければならない。

「人倫の全体は内的な空虚さを感じつつこの体系〔＝「占有の体系」すなわち市民社会〕を維持しなければならないのであり、この体系が量的に急激に膨張したり、この体系

6 「肉体的欲求と享受は、学問の体系としてはいわゆる政治経済学の体系を形成する」(GW4. 450)と『自然法論文』では述べている。ヘーゲルの国民経済学研究に関してはWaszek(1988)、特に第3章を参照。

の本性的な傾向である差別と不平等が一層拡大したりすることを阻止しなければならない」(ibid.)。

「必要なことはこの体系〔≒市民社会〕が意識的に採用され、その当然の権利が認識され…、独自の位置がその圏域として容認されることである」(GW4. 458)。

ヘーゲルは『自然法論文』ではこのような経済的体系としての市民社会と「人倫的全体」としての国家との関係を、「相対的人倫 die relative Sittlichkeit」と、「絶対的人倫 die absolute Sittlichkeit」との関係として考えている。絶対的人倫は自分にとって異質な非有機的自然である相対的人倫と闘争し、最終的にはそれと和解するとされる。

「この和解はまさに必然性の認識に存しており、また〔絶対的〕人倫が自分自身の非有機的自然〔=相対的人倫〕と地下の諸力に、自分自身の一部分を委ね犠牲に供することにより与える権利に存している」(GW4. 458)。

ヘーゲルはこれを「絶対的なものが永遠に自分自身と演ずる、人倫的なものにおける悲劇」(ibid.)と呼ぶ。ここでヘーゲルが和解モデルとして採用しているのは、アイスキュロスの悲劇、『エウメニデス』の構造である(vgl. GW4. 459)。

しかしこのモデルは、近代市民社会の諸問題の解決のためには明らかに不適合であろう。確かにヘーゲルは、既にこの時点で市民社会の肯定面と否定面、とりわけその経済的な側面のもつ両義性を鋭く予見していたと言える。しかしながらここではまだ、市民社会の具体的な現状分析やそこでの諸問題解決への展望は非現実的なものである。言い換えればここでは未だ承認の具体的分析、とりわけ水平的承認と垂直的承認の間の内的連関、すなわち市民社会と国家の間の内的連関の分析が欠けている。

『人倫の体系』*System der Sittlichkeit* (1802/03) は、『自然法論文』の直後に書かれた草稿である。同書の方法論は、同一哲学期シェリングの強い影響下に構想された、「直観と概念の相互包摂」および「ポテンツによる構成」というものであるが、以後二度と採用されることはなかった。本稿の視角から重要なのは、意識的に宗教的な「和解」と弁別された社会哲学的に固有な意味における「承認」の、恐らく最初期の用例が含まれているという点である。それはイエーナ後期の承認概念と比べると未熟でフィヒテの影響の濃いものであるが、少なくとも占有を巡る相互承認を近代社会成立のメルクマールの一つとして取り出した点で、後のヘーゲルの市民社会論における承認論の先駆けをなしているといえる。

さて、『人倫の体系』は全体が以下のように三部に分かれている。

I「関係のもとでの人倫」(自然的人倫)は絶対的人倫(国家)成立前の社会を論じている。欲求・労働・享受・占有をめぐる全社会的連関(欲求の体系)とそのもとでの法・政治のシステムの成立が論じられる。I-A「直観としての自然的人倫」では共同体の自然的な基盤をなす、個人-物の関係(欲求・占有・労働⁷)／個人-個人(愛・家族・教養形成)の関係の構造が解明される。これ

7 この段階での労働はI-Bにおける社会的労働とは異なり、マルクスのいう「自然過程論」における労働に類したものである。

は社会的承認の前段階であると同時に、市民社会の前提をなすものでもある。I-Bでは経済的・法的システムと個人との関係が論じられている。ここでまさに市民社会が直接ヘーゲルの分析の対象となるとともに社会的な承認が重要な役割を果たす。

II「否定的なもの・自由・犯罪」でヘーゲルは闘争と犯罪という主題を扱っている。それらは市民社会における様々な矛盾から直接にもたらされる。このようなアナキーは、最終的には市民社会を崩壊に導く。

III「人倫」は理想的共同体（絶対的人倫）を構想しようとしている。そこでは「欲求の体系 System der Bedürfnisse」(SdS. 80)としての市民社会を国家がいかにコントロールするかが主題となる。

『人倫の体系』中で、諸個人間の水平的承認及びそれを前提とした市民社会が初めて扱われるのは、I-B以降においてである。I-Aの自然的人倫の最初の段階においては、社会的関係における承認ではなく、その先駆形態としての「愛」が論じられるに止まる。それに対してI-Bでは、明示的に社会的な承認連関が考察されることになる。ここで個人がその中で他の個人と関係を取り結ぶところの全体とは、「物的諸欲求の満足のための普遍的な依存関係」(SdS. 66)あるいは「欲求の体系」(SdS. 80)⁸と呼ばれる。これはまさに後の用語で「市民社会」と呼ばれるものであり、この時期ヘーゲルは既に、これを2つの側面から、すなわち、1)分業と交換に基づく経済的な相互依存の関係—欲求の体系 System der Bedürfnisseと、2)所有権を持つ諸人格間の法的な相互承認関係という側面から考察している。

1)の視角からは、機械制工業の下での労働疎外といった否定的側面と、近代が初めて獲得した分業と交換のネットワークの全社会的な広がり、機械化による労苦からの解放という近代経済社会の肯定的側面との両方が鋭く別抉されている。

「このように分割された労働の仕方は、同時に、残りの諸欲求が…他者の労働によって満たされることを前提する。この機械的な労働は人々の神経を鈍化させる性格を持つが、しかしそこにはただちに完全に労働から解放される可能性も潜んでいる」(SdS. 25)。

既にこのような経済的諸条件が、社会的承認の前提、すなわち占有と交換との主体としての法的人格を要求する。

2)の視角からはそのような諸人格が実際に法に保証された所有権の主体として描き出される。つまり個人が互いにこのような法的人格として認め合うという社会的承認構造が登場するのである。

「所有は、交換に従事する相互に承認しあう諸人格の数多性を通して、实在性の内に現れる」(SdS. 29)。

しかしこのような承認も、承認の担い手である人格も、極めて形式的なものである。それゆえこれは容易に破綻する危険性を常に持つ。つまり、「非承認と不自由の可能性」(SdS. 33)が

8 この表現自体はIIIに登場する。

存在する。法的な所有権や諸個人の平等が、形式的に認められたとしても、それが現実の経済的な不平等を是正するには至らない。「この承認においては、生きた個人が生きた個人に対して、しかも生の不等な力をもって対立する」(ebd.)。現代の社会においてもなお、我々が認めざるをえないように、法的な平等のもとで貧富の格差は存在する。こうして法的に平等な社会の裏側で経済的な不平等が、「支配と隷属の関係」(SdS. 36)が拡大していく⁹。ヘーゲルはI-B末尾において、労働と所有との共同化を通じた、家族のうちでの自然的な合一の可能性を見ているが、それは社会的承認とは無関係である。家族の外、つまり市民社会においては、諸個人間の関係及び社会的システムと個人との関係は依然として緊張と対立に満ちたものであり続ける。具体的には続くⅡにおいてヘーゲルは、アダム・スミスの市場における自律的均衡原理(「神の見えざる手」)の破綻(市場の失敗)、そこから帰結する「犯罪 Verbrechen」・「闘争 Kampf」・「戦争 Krieg」を生々しく描き出している。Ⅰで到達された市民社会における外的で形式的な承認連関は結局のところ、自由をかえって不自由に、平等をかえって不平等に転化することとなったのである。このようにⅡは市民社会が内部崩壊する、あるいは自己否定する様を描き出している。

しかしこの否定の運動から、いかなるプロセスを経て絶対的人倫(国家、人倫的共同体)が生成し、市民社会の諸矛盾を解消しようとするのかは論じられていない。Ⅲ「人倫」は国家設立のプロセス抜きに、既に絶対的人倫の成立している状態から始まっている。しかしそこで描き出されているのは、ギリシャのポリスをモデルにした古代的な社会像であり、既に指摘されていたはずの近代市民社会のもつ諸矛盾については、Ⅲにおいても有効な解決策が示されていないのである。Ⅲの叙述は途中で放棄され、『人倫の体系』は未完に終わっている。

2. イェーナ精神哲学の市民社会論

『イェーナ体系草稿Ⅲ』はイェーナ大学における一八〇五／〇六年冬学期の「自然哲学および精神哲学」講義のために書かれた草稿であるが、そのうちの「精神哲学」部分で、ヘーゲルは自らの精神哲学を初めて詳細に、かつ完成された形で叙述している。その中のⅡには、市民社会についてのまとまった論述がある。ここでは、イェーナ前期における市民社会の扱いと比べて、市民社会の肯定的側面、とりわけ労働を通じて陶冶される個人の自由と自立性及びそのような諸個人間における水平的承認の成立という事態が強調される。

I. 概念から見た精神 *der Geist nach seinem Begriffe*¹⁰において、承認をめぐる闘争が、まずは市民社会成立以前の占有 Besitzをめぐる闘争として描き出される。同節での承認行為の像はヘーゲルの考える承認構造の最も基本的なかたちを示しているものと考えられる。

端的に言ってここでの承認行為／承認とは、次の3つの契機を持つ。

9 一見してわかるようにこの部分は『精神の現象学』における主・奴論の先駆けをなす内容となっている。

10 この表題はヘーゲルによるものではなく、編集者によって補われたものである。

(1) 自己否定の契機： まずは2つの「極」すなわち「自分の占有から〔他者を〕排除した個体と もう一方の排除された個体」との間に、排除-非排除の不平等な関係が成り立っている。次に、「〔第二の〕排除された極が排除した極〔第一の極〕の占有を侵害する」という形で新たな不平等がもたらされる。「このような不平等は止揚されなければならない」(GW8. 219)。

このような個別者相互の占有をめぐる闘争は、「他者による自己知 (ebd.)」すなわち承認を求める闘争に発展するが、これは生死を賭けた闘いにまで至り、各人は「自分の外的定在が止揚されているのを直観する」(GW8. 221)。

(2) 相互性の契機： この極限状況を経て「各々の者が出現し、各人が他者を純粋な自己と見る」(ebd.) 水平的承認の原型が成立する。ここに初めて近代的個人がそのようなものとして規定される。個人は、自己の否定を介して「承認する行為」であり、「承認するものとして人間自身が運動である」(GW8. 215) ようなものである。

(3) 普遍化の契機： 「この運動がまさに人間の自然状態を止揚」して、共同性の境位を開くようなものである (ebd.)¹¹。個人の側からいえば、個別意志が、共同体を担う「普遍意志」となるということである。個人は知性と意志との統一としての「知る意志」となったともいえる。別の観点からいえば第一部は a「知性」と b「意志」とからなるが、第一部の末尾において、 $a \cdot b$ が統一されていることになる。

「この闘いから、各々の者が現れ、各人が他者を純粋な自己と見る。従ってそれは意志の知である。…この知る意志はいまや普遍意志である。それは承認態である。」(GW8. 221)

この承認の実現された在り方がⅡの主題となる。すなわちⅡでは個人間の承認はすでに実現されており、今や主として、普遍的な法と、個人との間の承認が問題となる。従ってⅡは法の諸段階の叙述の形を取っているが、留意すべきなのは、経済的諸連関が法の基盤をなしており、この「承認された存在としての法-経済体制」がひとまとまりのものとして市民社会をなしているということなのである。

Ⅱ-a 直接的承認態 *Unmittelbares Anerkanntsein* においてはⅠにおけるように闘争のかたちを取らないにせよ、個人間の承認の運動は繰り返される。「こうした運動を通じて承認態は実現される」(GW8. 236)。端的に言えばこの承認態の諸連関が市民社会の最基層を形成している。それは、労働・交換・契約・犯罪と刑罰を介した運動の成果としての承認態であり、ここにおいて下記の3つの契機が示される。

(1) 自己否定の契機： 労働における自己の物化・抽象化。「加工とは意識が自分を物にすることである」(GW8. 224)、「労働そのものがまったく機械的になる」(GW8. 225)。交換における私の定在(占有物)の放棄。「各人は自分で自らの占有物を放棄し、その定在を止揚するが、それゆえこの定在はその点で承認されている」(GW8. 226)。契約における意志の譲渡

11 ヘーゲルはここで明らかに社会契約論者、特にホッブズを意識している。しかし彼は「自然状態から社会状態へ」という社会契約論の図式をそのまま受け入れているわけではない。この点についてはSiep (1974)を参照。

Entäußerung。「彼の意志は、彼が自分を譲渡することによってその現実性を得る」(GW8. 228)。

(2)相互性の契機： 上記の運動は諸個人間で起こり、相互的である。

労働において、

「〔個々人は〕多数の人の欲求のために労働するのであり、そしてあらゆる人がそのようなのである」(GW8. 225)。

交換において、

「各人がそれぞれ、自分の存在および自分が持っているものの否定者であり、しかも各人の持っているものは他者の側での否定によって媒介されている。ただ他者が自分の物件を処分するからこそ私もそうするのである」(GW8. 226)。

契約については、

「価値についての私の私念が他者にも通用し、私の意欲が他者の物件にも効力を及ぼした。私と他者とは相互に、自分の私念と意志とが現実性を持つものとして直観しあう。…私の譲渡は他者のそれによって媒介されている。私が譲渡しようと思志するのはもっぱら、他者が彼の側でも譲渡しようと思志するからである」(GW8. 228-9)。

(3)普遍化の契機： 抽象的・普遍的な労働が成立する。「万人による万人のための労働」(GW8. 223)。交換において価値と貨幣とが生成する。「承認されたものが定在となる。それによって私の意志が通用する」(226)。占有の所有への転化が起こる(vgl. ebd.)。犯罪と刑罰において「毀損された承認する自我」が共同意志として回復され、次いで普遍意志が定立される(vgl. GW8. 233-4)。すなわち法律が普遍意志として、言い換えれば絶対的威力として実現される(vgl. GW8. 236)。

II-b 権力を伴う法律 *das Gewalt habende Gesetz* の段階において、法律は個人を教養形成して、普遍的なものを自己の実体として知らしめる。その前提のもとで、承認は個人と普遍者たる法律との間の関係となる。II-aとは違い、ここでの法律は権力によって保証されたものとなっている。その意味でここでは十分に制度化された市民社会が扱われており、次章Ⅲ国家体制論への移行を準備する内容といえる。またそれゆえにここにおいて既に、承認関係は非対称的なものに変容し、相互的なものではなくなっている。ここでは上記II-aにおける(1)・(2)・(3)は下記のように変容している。

(1)自己否定の契機

法律に対して、個人はその外的定在を譲渡(疎外化)する。その限りでは彼は普遍的な人格として法律の保護を受ける。すなわち「個人の生存は普遍的なものの存続において止揚されている…個人の生存はむしろ、普遍的なものの犠牲に供される」(GW8. 237)という場合もある。

(2)相互性の契機

ここでの承認はもはや水平的なもの、個人間のものではなく、垂直的なもの、個人と普遍的な法律との間のものとなっている。このことが意味するのは、普遍的なものが個人を一方的に上から承認するということである。それゆえ承認の相互性は今やほとんど失われている。しかし

なお、法律が、共同意志にもとづくものであり、共同意志は個別意志を通して初めて成就する (GW8. 218Anm.) とは言われている。

「個別意志がここでは始めるものであり、共通意志は個別意志それ自身を通して初めて成就されざるをえないからである」 (GW8. 238, am Rande)。

(3) 普遍化の契機

この段階では、承認は法律による個人の権利(とりわけ所有権)の保護を意味する。しかしこの普遍的法律はまだ「抽象的に普遍的な在り方」であり、すなわち常に偶然性を伴うものである。それゆえ上記の法律による権利の保護は形式的なものにとどまり、近代市民社会のもつ種々の問題を解くことは難しい。

なおこの文脈において、強調しておかねばならないのは、近代市民社会の経済的側面、とりわけ労働疎外と貧困についてのヘーゲルの鋭い批判が極めて先見的であったということである。例えば同節中でヘーゲルは次のように論じている。

「〔労働者は〕労働の抽象化によってますます機械的になり、ますます無感覚で精神を欠いたものになる。——精神的なもの、この充実した自己意識の生命が空虚な行為となる。…大勢の人間が、ひとをまったく鈍感にしてしまう不健康で不確かな、しかも技量を局限してしまう工場労働やマニュファクチュア労働や鉱山労働等に従事するという憂き目にあう」 (GW8. 243-4)。

引き続き彼は以下のように書いている。

「この多数の人々全体が救いようのない貧困の淵に投げ出される。大いなる富と大いなる貧困との対立が現れる。…富の集積は一つには偶然によって、一つには分配による普遍性を通して生じる。——持てるものには与えられる。…富と貧困とのこうした不平等、この窮迫と必然性とは、意志の極度の分裂を生み、内心での憤激と憎悪を生み出す」 (GW8. 244)。

このような問題を解決するために、国家権力が要請されねばならないとヘーゲルは結論する。

「国家権力が登場して、各々の領域が維持されるよう配慮しなくてはならないし、仲裁に入ったり、打開策を講じたり、新しい販路を諸外国に求めたり等々しなくてはならない」 (ebd.)。

また直接税または間接税のシステム、とりわけ「救貧税と公共の諸制度」 (GW8. 245) も要請される。

実はこのような国家権力とその政策ないし制度は、もはや運動を介して水平的承認構造の内部から、すなわち市民社会の内部から生成してくるものではない。それは「国家体制」に由来するが、これこそが次節の表題であり、テーマでもある。

Ⅲ国家体制 *Konstitution* で主題的に論じられているのは、市民社会のもつ普遍性の抽象性・偶然性を乗り越えるためには、国家はより高次の普遍性を確立せねばならないということである。そのために承認の相互性は犠牲にされ、すでに前節にも見られた水平的承認から垂直的承認への転回が完遂される。

(1) 自己否定の契機

国家に対する関係の中で「各人は自分自身を譲渡する」(GW8. 255)¹²。これは前節に比べて徹底的なものである。

「私は共同意志のうちに否定的な形で自己を、——普遍的なものの必然性を直観することによって、もしくは疎外化[譲渡]することによって——私の威力として、私にとって否定的である普遍的なものとしてもつのである」(ebd.)。

(2) 相互性の契機

すでに前節でも示された、承認の非相互性がより鮮明になる。たしかに「個別意志」による「共同意志」の形成について言及されてはおり、私の承認態は「私が共同意志の中で肯定的な自己を持つということ」(ebd.)とされてはいる。だが、それはIにおいてみられたように承認の運動を介して成り立つものでもなければ、相互的なものでもない。疎外化と自己犠牲の要素は個人の側にのみ見られる。

「個々人は自己否定によって、譲渡(疎外化)と教養形成によって自己を普遍者にしなければならない」(GW8. 257)。

普遍者の側からする譲渡(疎外化)についての具体的な言及はない。

(3) 普遍化の契機

このようにして本節では普遍者たる国家と諸個人との間の、すなわち普遍意志と個別意志との間の垂直的承認が前景に出てくる。今や国家は実体的な普遍者となっている。

「普遍意志は個々人に先立つ。普遍意志は個々人に対して絶対的に定在する。…普遍意志は各人の即自である」(GW8. 257)。

このような普遍意志は一つの有機的全体としての国家を織り上げる。それは市民社会を含んだ諸体系、諸制度、諸身分から構成されている。

だが、実は国家は、それ自身ではまだ、そのうちで個別者が自由に存在しうるような、真の普遍的共同体ではないことが明らかになる。そのためには個々人あるいは個々の身分の心術 *Gesinnung* が、その特殊性を越えて「絶対的に自由な精神」、「芸術、宗教、学問」(277)に至らねばならない。

このような絶対精神への展望は、ヘーゲルの精神哲学の発展史研究にとっては意義深いものである。しかしながら市民社会論の視角からいえば、この構想はIIにおける市民社会の鋭く先進的な構造分析をほとんど生かしていないものであるといわねばならない。具体的にいえば、この構想によっては法律に対する異議申し立て、市民社会における疎外的状況の構造的な解決方策、国家の内部変革などを可能にするプロセスが、人倫の内部構造には不在になる。この問題に体系期のヘーゲルがいかに取り組んでいるのかを以下で見えていくことにする。

12 欄外書き込みには「これが教養一般であり、個別者の直接的な自己の譲渡である」とある。

3. 法哲学における市民社会論

ヘーゲルは『法の哲学 要綱』緒論において「自由が法の実体と規定とをなし、法体系は実現された自由の国である」 (§ 4) と、この著作の主題を示している。ここに見られるように体系期法哲学の示す法の究極目的は、人倫的自由の実現である。まさしく第三部「人倫」の冒頭近くでヘーゲルは「人倫は自由の理念であり、生きた善として存在する」 (§ 142) と述べている。ここにおいて自由は、「抽象法」の段階での個々の人格による所有の自由、すなわち自然法論的な自由権(バーリンのいわゆる消極的自由¹³と重なる)という限界を、また「道徳性」の段階の単に主観的で内面的な自由という限界を超えて、実現されることになる。同時にそこで善は道徳性における形式的な普遍性を脱して、個人の行為によって現実性を与えられて生きたものとなり、また個人は家族・市民社会・国家といった人倫的共同体に自らの基礎と目的を持つ。したがって人倫は「現存する世界となり、自己意識の本性となった自由の概念である」 (§ 142)。

しかしこの自由は、「抽象法」及び「道徳」の二段階の止揚の後に「人倫」が成立すると直ちに実現されるのではない。それは第三部人倫の内部において、さらに家族における自然的人倫の超越及び市民社会による媒介を経て、はじめて国家における自由として実現されるのである。

ここで市民社会が果たす役割は重要である。というのも、家族的共同体の未分化な一体性から自由になることによって、はじめて近代的個人が出現するが、その諸個人間の自由と承認の圏こそが市民社会と呼ばれるのだからである。言い換えれば市民社会における陶冶を通じてはじめて、諸個人は近代国家の担い手となる可能性を持つ。

市民社会における個人は、その自由と自立と引き換えに、家族における未分化な実体的統一性を手放している。個人はいわば厳しい利害対立と競争の渦の中に巻き込まれ、同じように自立した自由な個人間での承認をめぐる闘いの場に置かれている。そこで個人は(基本的には)他者に対峙して、たった一人で闘っているのである。これこそが狭義の承認関係が典型的に成立する場所であり、言い換えれば近代的な経済的主体たる個人が主役を演じる場所なのである。端的に言ってそれは、一つの人倫態でありながら、まだ真の人倫には至らない共同体であり、「家族」と「国家」の「あいだ」の位置を占めるものである。そこでは自立した諸個人間の間に成り立つ経済行為のネットワークが前景に出てきている。

したがって市民社会では人倫の普遍性はまだ形式的にしか現れず、いわば「特殊なものの中に単に仮象としてだけ現れる」 (§ 181)。したがって市民社会はそれ自体人倫でありながら、「さしあつては人倫の消失を提示する」 (ebd.)。端的に言えば、市民社会とは「人倫的なものの現象世界 *die Erscheinungswelt des Sittlichen*」 (ebd.) なのである。この圏はそれだけで完全なものではなく、様々な問題を含むものである。この承認の不完全性を補い、支えるのが国家であり、そこに国家が人倫の最終形態である意味がある。

13 Berlin (1969)を参照。

全面的依存の体系

市民社会章の冒頭一八二節には、市民社会が、個別の「具体的人格」が「他の人格によって媒介される」という、個人間の相互依存関係に支えられていることが示される。これが直ちに「水平的承認」として意識化されるわけではないが、この相互依存関係の社会存在論的構造は、また承認の基盤をなしてもいる。そしてこの事実的な相互依存関係が垂直的な普遍的共同的境位を要請する、すなわち、法律や経済法則という形式的普遍性を要請するが、そのような普遍性と個人との間の垂直的承認が真に恒常的に安定したかたちで成立するためには国家の成立を待たなければならない。

「特殊的人格は、本質的には他の同様な特殊性との関係のうちにあるものとしてある。それは、各々の人格が他の人格によって媒介されるとともに、同時にまさに他方の原理である普遍性の形式によって媒介されたものとしてのみ自己を通用させ、満足させるというようにしてである」 (§ 182)。

市民社会において各個人は他者に妨げられずに自分の欲求を充そうとする。しかし彼はそれゆえにまた他者との関係に入らざるをえない。個々人の自己の欲求充足へと向かう自由と、他者への依存という相反する方向性を、市民社会は含んでいる。ここに「全面的依存の体系 ein System allseitiger Abhängigkeit」 (§ 182) といわれる連関が成立するが、これはここで必ずしも諸個人の水平的承認が意識には上っていなくとも、事実的にはその承認の基盤をなしているような、相互依存的な全面的連関と考えてよいであろう。つまり個人の生存・幸福・権利が、万人の生存・幸福・権利の中に編み込まれそれを基盤とし、この連関のうちのみ現実的になり、証されるということである (vgl. § 183)。が、それと同時に、そのような全面的連関が、そのもたらす弊害からして直ちに、何らかの普遍的な自律・自治の原理を体系内に必要とするということでもある。ヘーゲルは市民社会のこのような側面を指して「外面的国家、——必要国家、そして悟性国家 den äußeren Staat, - Not- und Verstandesstaat」 (ebd.) と呼んでいる。

人倫の消失

しかし個々人の消極的自由に基づく特殊で具体的な欲求追求と、形式的普遍性による自律というこの二つの側面¹⁴は市民社会においてはなお完全な統一(人倫的なものの成立)にはもたらされない。市民社会が「人倫の消失」 (§ 181) と言われる所以である。そのためこの領域内では各人の特殊性が「全方面に向かったの諸欲求の充足、偶然的恣意や主観的好みの満足 (§ 185)」を求めることになるが、その結果市民社会は「放埒と貧困 die Ausschweifung, das Elend」 (ebd.) の、また「身体的人倫的退廃 das physische und sittliche Verderben」 (ebd.) の光景を呈することになる。この点は貧困問題として後のポリツァイ論のなかで具体的に論じられることになる。

14 これは後段 (§ 189) で市民社会の3つのモメントとして述べられる。おおむね、その1番目のモメントA「欲求の体系」が前者の側面に、2番目のモメント「司法」および3番目のモメント「ポリツァイと職業団体」が後者の側面に属するといえる。

欲求の体系

このような諸個人の欲求の相互依存が織りなす市民社会の第一の側面を、改めてヘーゲルは「欲求の体系 das System der Bedürfnisse」 (§ 188) と呼び直す。これはすなわち、「諸個人の欲求と満足とを、自分自身の労働とすべての他者の労働及び欲求の満足によって媒介すること」 (ebd.) というシステムである。全社会的分業を通じて迂回的に自らの欲求を充足させるというシステムは産業革命を通じてはじめて可能になった、優れて近代的なシステムであるが、これはまた広義の水平的承認のネットワークということができるであろう。

「労働と欲求の満足とのこの依存性と相互性において、主観的な利己心はすべての他人の欲求の満足のための寄与に転化する」 (§ 199)。

ここでは全面的依存の体系は市場を通して展開される。それとともに諸個人の特殊的欲求は際限なく拡大し、多様化する。「欲望は悪無限へと進んでいく」 (§ 185Zu)。生産の規模と形態とは機械制大工業へと変化を遂げる。それに伴って貧富の差の拡大と貧困の増大、賤民 Pöbel の発生といった諸問題が生じてくる。ヘーゲルはとりわけ、市民社会における貧富の格差の拡大と賤民の発生を重大視している。単なる経済的な格差が問題なのではなく、遵法感情を失いまた自らの労働への誇りの感情を失うという人々の志操の荒廃が問題視される。結局のところ市民社会における諸個人の消極的自由の全面的展開はそのまま放置されれば深刻な問題をもたらすということになる¹⁵。ここで水平的承認は、市民社会の自立的原理としての一定の有効性を認められるものの、人倫的原理としては限定的にしか働かず、人倫的退廃の絶対的な歯止めにはなりえないことが含意されている。

陶冶(教養形成)の場としての市民社会

しかしこのような否定面をとまってもなお、市民社会は人倫の成立にとって決定的な肯定的側面をもつ。というのは、市民社会における労働こそが人倫の担い手である自由な諸個人を創り出すからである。ヘーゲルは187節注釈において、自然状態を無垢とし、それゆえ陶冶を退廃に属するものとする立場(明らかにルソーを念頭に置いている)とともに、欲求の満足や生活の安逸のみを絶対的な目的とし、それゆえ陶冶をその手段としてのみ考える立場を批判する。これらの立場と異なり、ヘーゲルの考える陶冶とは、市民社会における労働を通じて精神が「理性的性格」を、「普遍性の形式」を獲得することである。そのことで精神は「自己のもとにあり」、「対自的となり、自己の刻印が押され、自己によって産出されたものだけに関わるようになる」。それゆえ「陶冶は…解放であり、またより高い解放のための労働である」と締めくくられる(以上 § 187Anm.)。

15 『要綱』では市民社会の否定面の描き方は、イェーナ体系構想Ⅲに比べて控えめであり、とりわけ後者で鋭く分析されていた労働疎外の問題については言及されていない。これは恐らく当時のプロイセンの政治状況(特に検閲)に由来すると思われる。しかし同時期の法哲学の諸講義録にはこのような問題についての記述が登場している。

V 1, § 101Anm. 及び V 2, § 98Anm.を参照。

注意すべきなのは市民社会における個人が、その「特殊性」を保持したまま「人倫の中で無限に対自存在的で自由な主観性として存在するようになる」(ebd.)とされている点である。後に市民社会から国家への移行が説かれるにせよ、それにともなって市民社会における個人がまったく質的に異なる存在に変容するわけではない。ヘーゲルは市民社会における人間を「市民(ブルジョワとしての)」 (§190)とわざわざ注記している。市民社会を国家と区別された近代的経済社会として捉えようとする視点がここにもうかがえる。しかし同時にまたヘーゲルはこのようなブルジョワとしての市民が、公民(シトワイヤン)と全く異なった存在であると考えているわけでもない。したがって、ヘーゲルが陶冶という時、陶冶を、種々多様なブルジョワジーにシトワイヤンという鑄型を押し付けて、全く均質な公民を作り出す装置と考えているのではない。そうではなく陶冶の労働によって主観的意志そのものが「自己の内部で客観性を獲得する」のであり、その総合が(事後的に国家において)絶対的なものを作り出す。陶冶は「絶対者の内在的な契機」 (§187Anm.)であるとはそのように解されるべきであろう。

このような陶冶は理論的陶冶としては言語や表象において行われるが、より具体的に実践的陶冶としては、労働の過程で行われるとされ、後段の職業団体論の中で詳述されている。

司法活動・ポリツァイ・職業団体

上記のような近代市場経済社会としての欲求の体系は様々な問題を招来する。これら諸問題を市民社会内部で調整しようとするのが、司法活動 die Rechtspflege、そしてポリツァイと職業団体 die Polizei und Korporationである。略述すれば、市民社会における経済活動及びそれを調整する市場原理といった水平的承認構造では乗り越えることのできない問題を、法律やポリツァイ、職業団体という〈普遍的なもの〉が関与することによって解決しようとするものである。いわば市民社会の水平的構造に垂直性が導入されるのである。しかし市民社会の枠内では、結局これらは諸問題の完全な解消をもたらすことはできず、そこに市民社会の国家への移行の必然性が存する。以下ごく簡単に整理する。

司法活動 (§208-§229)は、欲求の体系のもたらす紛争、消極的自由相互の衝突から生じる紛争から、人格とその権利(主として所有権)を保護するものである。個々人の特殊な消極的自由が存立するためには、それを個々人間の水平的承認にのみ任せただけでは不十分であり、普遍的な法が必要とされるのである。

既に抽象法の段階で論じられた問題であるが、ここでは法(Recht)が具体的な法律 Gesetz 体系や裁判制度との関係で取り上げられる。特に裁判制度をめぐる考察において、ヘーゲルは裁判の公開性と陪審制について論じているが、これらは同時代のドイツの現実社会においてはほとんど実現していなかったことがらである。この点にヘーゲルの先進性を見ることができよう。

ポリツァイと職業団体 (§230-§256)は、欲求の体系の持つ偶然性とそこから生じる弊害に対して、主として経済的な面に対するパターンリスティックな配慮を行う。

ポリツァイは、ヘーゲルの用法では、現代ドイツ語の用法(警察)とは異なり、管理行政を意味する。すなわち、「公的権力による監督と管理」 (§235)であり、市民社会に対する「上から

の統制」 (§ 236Anm.)である。具体的には、公益事業、市場における不正の監視、雇用拡大のための公共投資、救貧活動などを通して市場原理に介入する。しかしポリツァイは、「富の蓄積の増大」 (§ 243)が招来する貧困(労働者階級の「依存性と困窮の増大」(ebd.))と「賤民Pöbelの発生」 (§ 244)、また「過度に巨大な富の少数者の手中への集中」(ebd.)という市民社会の根本問題を解決することはできない。しかし「どうすれば貧困が取り除かれるかという重大問題こそ、とりわけ近代社会を苦しめている問題なのである」 (§ 244Zu.)から、ヘーゲルはその解決策として「市民社会が自らを超越する」 (§ 246)方向性を模索する。一つは、市民社会の内実はそのままに単に空間的地理的に外部へ出て行くということ、すなわち「通商 Verkehr」 (§ 247)と「植民 Kolonisation」 (§ 248)である。しかしこれは市民社会の内在的問題を解決するものではなく、ただ外へと送り出すにすぎない。

職業団体はこの問題の〈内在的解決〉を目指す。ヘーゲルの言う職業団体が何を指すのか、中世的なツunftから共産主義的なコミュニオンに至るまで、幅広い解釈のバリエーションが存在する。この両極端は論外としても、職業団体が少なくともアトム的な諸個人間の競争に基づく市場の自由という水平的承認関係に対して、垂直的承認という異なる原理に基づく組織を持ち込むことによって、欲求の体系のもたらす諸問題(とりわけ貧困問題)を緩和することを意図していることは確かであろう。しかも職業団体はポリツァイとは違って市民社会における自生的秩序に根ざす組織であり、市民社会のうちに人倫的なものを呼び戻す働きをする。

「特殊性自身が、この特殊性に属する利害関心のうちにある普遍的なものを、自らの意志と活動との目的とし、対象とするのであるから、人倫的なものは市民社会のうちに内在的なものとして還帰する」 (§ 249)。

そこでは産業身分(商工業者及び産業労働者)に属する諸個人がその職種にしたがって職業団体を組織し、ポリツァイからは与えられない社会保障的なサポートや職業教育を受ける。

「職業団体は…成員を特殊な偶然性から守るように配慮し、また、職業団体に加えられるにふさわしい能力を得るまでに教育をするように配慮する権利を持っている」 (§ 252)。

その意味で職業団体は「第二の家族」(ebd.)であり、ここで市民社会は「個人及びその特殊な必要から隔たった普遍的市民社会」(ebd.)という色合いを帯び、欲求の体系にとどまらない人倫性をそれ自体の中に含んでいることが明らかになる。

また職業団体は、そこに所属しているというだけで「成員は誇りをもつ」 (§ 253)といわれるように、精神的な支えともなっている。いいかえれば、職業団体の成員は、そこにおいてその能力を「承認されて」(ebd.)いる。つまりここには、共同体全体の側から個々の成員への垂直的承認が成立しているのである。成員が単に私利を追求する存在であるにとどまらず、「私心のより少ない目的に関心をもち、尽力しているということも承認されている」(ebd.)。また欲求の体系が生み出すとされた二つの対極的な精神的害悪、富者の「高慢」と貧者の「嫉妬」と「屈辱」も、職業団体における相互援助においては消え去っている (§ 253Anm.)。このように職業団体は市民社会内部での重要な承認と陶冶の場の一つとなっている。「職業団体が第二の家族、

すなわち市民社会に根ざす、国家の人倫的な根幹をなす」 (§ 255)とされるゆえんである。

以上のように、欲求の体系を補完し、市民社会内部で個と全体との間の垂直的承認をもたらすものとして、司法活動とポリツァイ及び職業団体が論じられる。しかしこの補完は限定的なものであり、その目的が真に実現するとされるのは国家の段階である。

さてここまで見てきたように、市民社会とその基盤をなす水平的承認構造を捉えるヘーゲルの視点、特にその国民経済学的視角は、資本主義がまだ未発展であった当時のドイツの状況を考えに入れば、極めて先駆的なものであった。そしてここで論じられている〈市場の自由〉とそれに対する〈国家政策的統制〉との対立ないし関わり(ヘーゲルの用語では司法活動及びポリツァイ)は、現代の諸国家においてもなおアクチュアルな問題である。この問題領域に関して、市場の自由は何らかの形で国家が介入することを否定する理論は——極端なりバタリアニズムを除いては現代においても見られないであろう。もちろんヘーゲルの経済学的知見の水準は現代から見れば未熟なものであるが、ここで捉えられている問題の根源性は高く評価されてよいであろう。

またその職業団体論は——そのまま現代に適用するわけにはいかないが——理論構成として考えた場合には、「国家」対「市場」という二項対立に国家以外の「中間共同体」・「小共同体」ともいうべき第三の項を提示するという点で、現代においてもなお意義を有している。

市民社会の国家への移行

職業団体を論じた節の中でヘーゲルは、市民社会の前景に出ている自己利益を追求する個人のエゴイズムの裏面に、実は他者への配慮がかくれていることに注目する。

「市民社会では個人は自分のことを自分で配慮しているのであるが、そうすることでまた他者のために行為している」 (§ 255Zu.)

しかしこの「無意識の必然性」は個人の意識にとっては隠されているのであり、十分なものではない。これを顕在化するための仕組みが職業団体である。

「この無意識の必然性は、職業団体の中で初めて、意識された思惟する人倫にまで高まるのである」 (ibd.)。

そしてこのことを確実なものにするために、国家が必要とされる。

「もちろんこの職業団体の上に国家のより高い監督がなければならない」 (ibd.)

総じて、個人をその未分化な分枝として統一のうちに結びつけようとする家族と、他の個人との承認関係を通じて自己利益を達成しようとする自由な個人と、いう二つの契機のいずれも、人倫を構成する要素として不可欠なものであるが、両者は自分だけで成立することはできず自らを支える真の根拠を必要とするとされる。それが国家である。国家は直接には市民社会の矛盾(貧困・賤民問題等)を調停し超克するものとして要請されるが、よりマクロな視点から言えば、家族・市民社会という人倫態が、それがなければそもそも存立しえないという根拠を国家はなしているのである。

「法的権利を持つ他の人格との関係を介して自己保存を達成する個人と、家族…とい

う契機から、国家が、これらの契機の真の根拠として出現する」 (§ 256Anm.)。

このようにして『要綱』の叙述は市民社会論から国内体制論へと移行し、以降は人倫的自由の実現の場としての国家が主題となる。

結論

しかし本当に国家が市民社会の諸矛盾を克服するといえるのか。実は、国家において成立するといわれた人倫的自由は、国内的には真の自由とみなされているが、一国家の枠を踏み出し、国際関係の中に置かれるともはやそうではない。諸国家は国際関係においては再びいわば「自然状態の中で対峙しており」 (§ 333) いつでも承認をめぐる闘争状態に投げ込まれる可能性を帯びて相対している。国際関係の実態とは、その時々国際的なパワーバランスに応じた、アド・ホックな相互関係にすぎない。「実態は条約に従った関係の成立とこの関係の破棄との繰り返しになる」 (ebd.)。ここでのヘーゲルの批判は諸国家の関係における冷厳な現実を見据えており、現代にも通じる国際関係の不安定さを活写している。

国家間の紛争と軋轢から(厳密にはそこに宿る民族精神相互の関係から)、その有限性を通じて生み出されるのが世界精神であり、これは最高の法としての法を、「世界法廷としての世界史において、諸民族の精神に対して執行する」 (§ 340)。ヘーゲルの体系の中では、国家において到達された自由の命運は、ここに歴史へとゆだねられることになる。

このような歴史哲学は、近代の終焉とともに色褪せてしまった。現代において、「世界精神」とその「理性の狡知」という物語をためらいなく信じることのできる者はわずかであろう。それでもなお筆者は、ヘーゲルの市民社会論が無意味だとは考えない。というのも、ヘーゲルが市民社会のうちに見ていた難問——貧困・貧富の格差・他者の承認等々——は我々にとっても同じく難問であり続けているからである。近代の国民国家の諸問題についても同様である。今の我々の社会では「グローバリゼーションに乗り遅れるな」と声高に叫ばれる一方で、それにもかかわらず(あるいはそれゆえに)、ナショナリズムをめぐる対立は先鋭化している。それゆえに、市民社会の持つ光と影を、また社会と国家との緊張をはらんだ関係を時代に先駆けて剔抉したヘーゲルの思索は、我々にとって今なお示唆に満ちたものであるように思われる。

文献表

ヘーゲルの著作

Gesammelte Werke. In Verbindung mit der Deutschen Forschungsgemeinschaft. Hrsg. von Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg, Felix Meiner, 1968ff. [=GW]

GW4: *Jenaer kritische Schriften*. Hrsg. von H. Buchner und O. Pöggeler, Bd.4, 1968.

GW5: *Schriften und Entwürfe (1799-1808)*. Hrsg. von M. Baum und K. R. Meist, Bd.5, 1998.

GW8: *Jenaer Systementwürfe III*. Hrsg. von R.-P. Horstmann, Bd.8, 1976.

Werke in zwanzig Bänden. Theorie Werkausgabe. Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt/M, Suhrkamp, 1969ff. [=TW]

TW1: *Frühe Schriften*, Bd.1.

TW7: *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Bd.7.

V1: *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft. Heidelberg 1817/18 mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19. Nachgeschrieben von P. Wannenmann*. Hrsg. von C. Becker, Hamburg, Felix Meiner, 1983.

V2: *Natur- und Staatsrecht nach dem Vortrag des Professors Hegel im Winterhalbjahr 1818/19. Mitschrift C. G. Homeyer*. In: G.W.F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts, die Mitschriften Wannenmann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19)*. Hrsg. von K.-H. Ilting, Stuttgart, Klett-Cotta, 1983.

二次文献

Berlin, Isaiah (1969): "Two Concepts of Liberty". In: *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press.

Habermas, Jürgen (1968): *Technik und Wissenschaft als ›Ideologie‹*, Suhrkamp.

Honneth, Axel (1992): *Kampf um Anerkennung. Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte*, Suhrkamp.

Horstmann, Rolf-Peter (1997): „Hegels Theorie der bürgerlichen Gesellschaft“ in *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, hrsg. von L. Siep, Akademie Verlag.

Waszek, Norbert (1988): *The Scottish Enlightenment and Hegel's Account of 'Civil Society'*, Klumer Academic Publishers.

Riedel, Manfred (1970): *Bürgerliche Gesellschaft und Staat. Grundproblem und Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie*, Luchterhand.

——— (2011): *Bürgerliche Gesellschaft. Eine Kategorie der klassischen Politik und des*

modernen Naturrechts, F. Steiner.

Siep, Ludwig (1974) : “Der Kampf um Anerkennung“. In *Hegel-Studien*, Bd.9, Bouvier.

—— (1979) : *Anerkennung als Prinzip der praktischen Philosophie. Untersuchungen zu Hegels Jenaer Philosophie des Geistes*, Alber.

Williams, Robert R. (1997): *Hegel's ethics of recognition*. University of California Press.

加藤尚武「市民社会観の転回」、『展望』二三四号、一九七八年六月、筑摩書房。

高田純 (2008) : 承認・正義・再分配(上)——ヘーゲル『法哲学』承認論の現代性、札幌大学総合論叢 26。

高田純 (2009a): 承認・正義・再分配(中)——ヘーゲル『法哲学』承認論の現代性、札幌大学総合論叢 27。

高田純 (2009b): 承認・正義・再分配(下)——ヘーゲル『法哲学』承認論の現代性、札幌大学総合論叢 28。